ステップケア訪問看護サービス運営規程

（事業の目的）

第１条　株式会社ステップケアが開設するステップケア訪問看護サービス（以下「事業所」という。）が行う訪問看護及び介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）は、事業所の看護師等が、要介護状態又は要支援状態にあり、主治医が指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の必要を認めた高齢者に対し、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すことにより、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。

（事業の運営方針）

第２条　事業所の看護師等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養ができるように支援する。

２　事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努めるものとする。

（事業所の名称及び所在地）

第３条　この事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

１　名　称　ステップケア訪問看護サービス

２　所在地　千葉県我孫子市湖北台 1-17-17-201

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第４条　事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

１　管理者　　看護師 １名　管理者は、事業所の従業者の管理、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の利用の申込みに係る調整、主治医との連携・調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

２　訪問看護職員の配置は、常勤換算で２.５人以上とする。
看護師等（准看護師は除く。）は、訪問看護計画書及び介護予防訪問看護、報告書を作成し、利用者又はその家族に説明する。
看護師等は、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供に当たる。

３　理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、事務職員についても必要に応じて配置する。

（営業日及び営業時間）

第５条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

１　営業日　月曜日から土曜日までとする。ただし、祝日及び１２月２９日から１月３日までを除く。

２　営業時間　午前８時から午後６時までとする。

３　訪問看護サービス提供対応日年中全て対応する。

４　訪問看護サービス提供対応時間　午前７時から午後１０時までとする。

５　電話等により、２４時間常時連絡が可能な体制とする。

（訪問看護の提供方法）

第６条　訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

１　利用者は主治医に申し出て、主治医が訪問看護指示書をステーションに交付した指

示書により、訪問看護計画書を作成し訪問看護を実施する。

2　利用者に主治医がいない場合は、ステーションから居宅介護支援事業所、市内医師会あるいは関係市区町村等、関係機関に調整等を求め対応する。

3　利用者又は家族からステーションに直接連絡があった場合は、主治医に訪問看護指示書の交付を求めるように指導する。

（指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の内容）

第７条　指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の内容は、次のとおりとする。

１　病状・障害の観察　２　清拭・洗髪等による清潔の保持　３　療養上の世話

４　褥創の予防・処置　５　リハビリテーション　６　認知症患者の看護

７　療養生活や介護方法の指導　８　カテーテル等の管理　９　その他医師の指示による医療処置

（利用時間及び利用回数）

第８条

１　居宅サービス計画書に基づく訪問看護の利用時間及び利用回数は、当該計画に定めるものとする。但し医療保険適用となる場合を除く。

２　医療保険の利用者による訪問看護の利用は、１週３日を限度とする。但し、末期悪性腫瘍その他、厚生労働大臣が定める疾病の利用者及び急性増悪による特別訪問看護指示書を交付された利用者については、この限りではない。

（利用料等）

第９条　指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護を提供した場合の利用料の額は、別表のとおり厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護が法定代理受領サービスであるときは、その利用者の負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。ただし、介護保険法第４９条の２に規定する要介護被保険者及び第５９条の２に規定する居宅要支援保険者は、その２-３割の額とする。なお、健康保険の場合は、診療報酬の額による。

２　次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、実費を徴収する。

３　死後の処理料は、15,000 円とする。（税抜き）

４　前二項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第１０条　通常の事業の実施地域は、我孫子市、印西市、柏市、白井市、流山市、取手市北相馬郡利根町、守谷市、つくばみらい市の区域とする。

（緊急時等における対応方法）

第１１条　看護師等は、訪問看護及び介護予防訪問看護を実施中に、利用者に病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

２　看護職員は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

（その他運営に関する重要事項）

第１２条　ステーションは、看護師等の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

１　採用時研修　採用後１月以内　継続研修　年３回

２　従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

３　従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。

４　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、開設事業者と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附　則

この規程は、平成 31 年２月１日から施行する。

令和２年８月１日　営業日の変更　その他運営に関する重要事項の変更

令和４年２月１日　通常の事業の実施地域の変更

令和５年２月１日　通常の事業の実施地域の変更

令和６年 11 月 22 日事業所の所在地の変更